

事 務 連 絡
平成18年 8月 3日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡（平成18年7月21日付け事務連絡により改正）によりお知らせしたところですが、平成18年8月3日付け食安輸発第0803001号によりベトナム産イカ加工品の対象食品を改めたことから、同事務連絡の別添1の1から下記を削除し、別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

- (26) ベトナム産イカ加工品（クロラムフェニコール）
製造者：① AQUATIC PRODUCTS TRADING COMPANY
② TRUNG VIHN CO., LTD